

冬の除雪と雪の処理について

いよいよ本格的な冬の到来です。雪の除排雪は冬期間のたいへんな作業ですが、車や歩行者の安全でスムーズな通行を確保するため、次の事項を守り、処理をお願いします。

ご協力ください!!

- 路上に駐車しないでください。(除雪車が通れなくて困る場合があります)
- 道路に雪を出さないようにしてください。(交通事故などの原因にもなります)
- 家の出入口付近に歩道がある場合は、歩行者や車の通行の支障にならないようにしてください。
- 屋根からの雪が路上に落下しないようにお願いします。
- 雪囲いなどは道路にはみ出さないようにしてください。
- 雪の重みなどで路上にはみ出た枝は通行上大変危険ですし、除雪車の接触により折れる場合があります。あらかじめ枝払いをお願いします。
- 排雪のため上げた側溝のフタは、終了後すぐに元に戻してください。(歩行者・自動車等の事故のもとになります)

ごみ集積所付近の除雪管理についてもお願いします

雪のためにゴミ集積所が狭くなると、各家庭から出されるゴミが集積所から離れたところに置かれ、収集作業に支障がでることになります。

冬期間は、集積所の状況をよくご覧になり、集積所のスペースを確保するため、集積所付近の除雪管理をお願いします。

Q & A

- Q: 朝起きたら雪が積もっているのに、なぜ除雪車が来ないのですか?
 A: 除雪車の出動は早朝の降雪状況で判断しますが、通勤ラッシュ前に終了できる作業範囲で行っています。早朝確認以降や除雪後の降雪については、交通渋滞や安全面から、日中除雪で対応しますのでご理解をお願いします。

雪の捨て場所は?

雪捨ては、次の指定箇所へお願いします。(雪以外のごみ等は絶対捨てないようにお願いします)

【鷹巣地区】

- | | |
|---------|---------|
| ①米代川右岸 | 栄橋下流 |
| ②今泉川右岸 | 泉流橋上流 |
| ③前山川左岸 | 前山橋下流 |
| ④綴子川左岸 | 綴子橋上流 |
| ⑤綴子川右岸 | 柳生橋下流 |
| ⑥綴子川左岸 | 小田部落上流 |
| ⑦小猿部川左岸 | 小猿部橋上流 |
| ⑧小猿部川右岸 | 横湊橋下流 |
| ⑨小猿部川左岸 | 中屋敷橋上流 |
| ⑩小猿部川右岸 | 堂ヶ岱橋上流 |
| ⑪小森川右岸 | 藤株橋下流 |
| ⑫小森川右岸 | 西宮ノ目橋上流 |
| ⑬摩当川左岸 | 向町橋上流 |

【合川地区】

- | | |
|---------|--------|
| ⑭阿仁川右岸 | 合川橋下流 |
| ⑮阿仁川右岸 | 阿仁川橋下流 |
| ⑯小阿仁川右岸 | 落合橋下流 |

【森吉地区】

- | | |
|--------|---------|
| ⑰阿仁川左岸 | 丹平川原 |
| ⑱阿仁川右岸 | 浦田橋下流 |
| ⑲阿仁川右岸 | 八幡橋上流 |
| ⑳阿仁川左岸 | 下川原(本城) |

【阿仁地区】

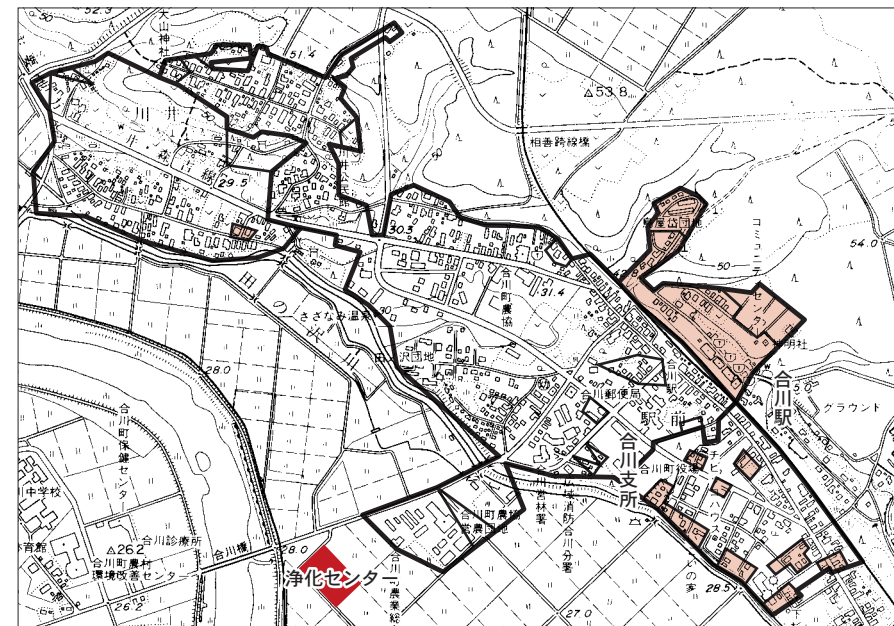
- | | |
|---------|-------|
| ㉑阿仁川左岸 | 向山橋下流 |
| ㉒比立内川右岸 | 牛滝橋下流 |

◎お問い合わせ

- 【国道7号】 国土交通省能代河川国道工事事務所
大館国道出張所 ☎0186-49-0321
- 【国道105・285号、県道】
北秋田地域振興局建設部 ☎62-3111
- 【市道】鷹巣支所建設課 ☎62-6629 ☐
合川支所産業建設課 ☎78-2115 ☐
森吉支所産業建設課 ☎72-3112 ☐
阿仁支所産業建設課 ☎82-2114

12月15日から合川地区の公共下水道の使用区域が拡大されます

合川地区(川井・合川駅前の一部)



合川地区では、12月15日より公共下水道の使用供用が拡大されます。使用できる区域は川井・合川駅前地区の一部です。一日も早い機会に下水道へ加入し、生活環境の改善と公共用水域(河川等)の水質保全にご協力をお願いします。なお、生活排水の接続期間が供用開始日から1年以内(水洗トイレへの改造は3年以内)となっておりますので、速やか

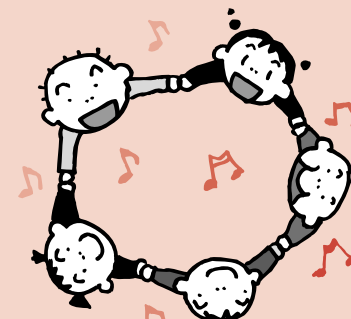
な加入をお願いします。また、下水道使用料の納付には、口座振替による納付方法もありますのでご利用ください。なお、市ではトイレの水洗化工事を助成するため、無利子の融資あっせん制度を設けています。希望される方は、排水設備工事の申込みの際に、市排水設備指定工事店へその旨申し出て下さい。

平成18年度「放課後児童クラブ」の募集

近年、児童を取り巻く環境はめまぐるしく変化し、核家族化やひとり親世帯、共働き世帯が増加し、小学校へ通う子どもたちは毎日の放課後や長期休校日には両親が仕事をしていることから、子どもだけで留守番することになります。

市では、帰宅時に保護者がいない家庭の児童を対象に、働く親の子育て支援と児童が安心して過ごせる憩いの場の提供として、「放課後児童クラブ」を実施しております。

加入を希望される方は下記により申込みください。



- 申込期限 平成18年2月20日(月)
- ※定員は定めていませんが、多数の場合は制限する場合がありますので、当初から加入登録してください。

- 提出書類 児童クラブ入会申込書、児童票
- ※現在加入児童も再度申込みが必要です。

- 対象児童 保護者が労働等により、昼間家庭にいない概ね1～3年生の児童(※4～6年生も可)

- ◎申し込み・お問い合わせ
- | | | |
|------|-----------|----------|
| 鷹巣地区 | 福祉事務所福祉課 | ☎62-1113 |
| 合川地区 | 合川支所総合福祉課 | ☎78-2116 |
| 森吉地区 | 森吉支所総合福祉課 | ☎72-3116 |
| 阿仁地区 | 阿仁支所総合福祉課 | ☎82-2112 |